

平成20年 3月26日
内閣府（防災担当）

「防災担当職員のための手引き作成及び災害応急対策期における
訓練手法開発のための検討会」（第1回）
議事概要

1. 検討会の概要

日 時：平成19年12月10日（月） 10:00 ～ 12:00
場 所：中央合同庁舎5号館3階 特別会議室

2. 議事概要

事務局より検討会の趣旨や能登半島地震及び新潟県中越沖地震における内閣府防災担当の対応等について説明を行ったのち、災害対応のあり方や「手引き」の編集の仕方等についてご議論いただいた。

<主な意見>

- 「手引き」は、着任したばかりの防災担当者が一晩読んでわかるものであるべき。
- 「手引き」の作成に当たっては、一般化・体系化できることとできないこととを上手く組み合わせる必要がある。
- 「手引き」には過去の事例を入れておくべき。
- 能登半島地震と新潟県中越沖地震については、対応の生データが残っているので、分析作業・整理を行うべき。
- 「手引き」のあるべき姿としては、経験したことのない災害にも役立つかどうかということも大きなポイントであり、何のために経験した災害について分析をしていくのかということとも関わってくる。
- 能登半島地震や新潟県中越沖地震等これまでの経験を検証して、災害の規模を見て対応の時系列の目安をつけられるとよい。
- 訓練に関連して、災害対応に当たる職員は、災害時にどのような基本動作が求められるかを認識し、自分から少し離れたところにある人の立場や役割を思うことが重要。
- 切羽詰った状況下でどのようなことが起こるのか、ということを経験できるようにしておくことが必要。

- 小規模の訓練は、何回も繰り返すことで、徐々に自分が慣れてきている、上手くなってきていると実感できることに意義がある。練習をして上手くなっていることが味える訓練手法ができるといい。